2026年11月11日

各　位

会　　社　　名：インフロニア・ホールディングス株式会社
代 表 者 名：代表執行役社長　岐部　一誠
（コード番号：5076東証プライム市場）
問 合 せ 先：財務戦略部長　出口　一剛
（ＴＥＬ．０３－６３８０－８２５３）

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）の転換価額の調整に関するお知らせ

当社が発行した2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）（以下「本新株予約権付社債」）の転換価額を下記のとおり調整いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．中間配当金の決定に伴う転換価額の調整

（１）転換価額の調整

銘柄	調整前転換価額	調整後転換価額
2029年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債 （グリーンCB）	1,660.4円	1,620.9円

（２）適 用 日

2026年10月１日以降

（３）調整事由

2026年11月11日開催の取締役会において中間配当金を１株につき65円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、当該転換価額を調整するものであります。

２．公募による新株式発行に伴う転換価額の調整

（１）転換価額の調整

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）の転換価額の調整に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

銘柄	調整前転換価額	調整後転換価額
2029年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債 （グリーンCB）	1,620.9円	1,565.7円

（２）適 用 日

2026年10月28日以降

（３）調整事由

2026年10月２日付の取締役会決議において決定された公募による新株式発行（47,826,100株）に関し、2026年10月21日に決定した払込金額が、本新株予約権付社債の社債要項に定める時価を下回るため、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、当該転換価額を調整するものであります。当社は、2026年10月27日付で、公募による新株式発行に伴う転換価額調整後の転換価額を、2026年10月28日以降1,603.8円とする旨を公表しておりましたが、上記１．記載の中間配当金の決定に伴う転換価額の調整が2026年10月１日に遡及して効力を生じることから、当該調整後の転換価額を基礎として、公募による新株式発行に伴う転換価額を再計算するものであります。

（注）本新株予約権付社債の社債要項においては、（ⅰ）2028年３月31日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の150％を超えた場合、又は（ⅱ）2028年４月１日（同日を含む。）から2028年12月31日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限り本新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することができる旨が定められております。2026年10月28日以降における、上記の本新株予約権付社債に係る調整後転換価額の150％に相当する価額は2,348円、130％に相当する価額は2,035円となります。本新株予約権付社債に関する詳細につきましては、2024年３月21日付の「2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）の転換価額の調整に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。